

お知らせ

70歳以上の方に5,000円分の利用券を交付しています

市は、市内の日帰り入浴施設や運動施設、タクシー運賃等の支払いに使用できる「高齢者健康長寿サポート事業利用券」を交付しています。本年度の申請がお済みでない方は、高齢福祉課、最寄りの行政局・各出張所で申請をお願いします。

●対象者

市内に住所を有する70歳以上の方（昭和31年4月1日までに生まれた方）※本年度中に70歳になる方であれば、誕生日が来る前でも申請できます。

●交付内容

9月までの申請は5,000円分、10月以降の申請は2,500円分を交付。

●必要書類

マイナンバーカード、運転免許証、保険資格確認書など対象者の本人確認書類を1点持参してください（代理申請も可能です）。

●申請期限

8年3月31日（火）

問 保健福祉部 高齢福祉課

☎82-1115



たむら市民大学たまりホームページとLINE運用

たむら市民大学たまりでは、市民の皆さんによりよく情報をお届けできるよう、新たにホームページとLINEの運用をはじめました。ぜひご覧ください。

問 教育部 生涯学習課

☎81-1215



暮らし

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたら？

2024年8月8日、運用開始以来、初の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。この情報の発表中、関東から九州の各地で、日頃からの地震への備えの再確認などが呼びかけられました。これは、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際に田村市の皆さまに呼びかけられる内容と同じです。この機会に、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際に適切な行動をとれるよう、情報について再確認しておきましょう。

北海道・三陸沖後発地震
注意情報について
（内閣府ホームページ）



南海トラフ地震
臨時情報について
（内閣府ホームページ）



住宅用火災警報器の点検をしましょう

住宅用火災警報器は、定期的な点検が必要です。警報器は、部品の劣化や汚れなどによって正常に機能しなくなる場合があります。内蔵電池の寿命は約10年です。使用環境によっては電池寿命が短くなる場合があります。お掃除の際などに点検ボタンを押して、正常に作動するか確認しましょう。

問 郡山消防本部 予防課

☎024-923-1886

後払い決済サービスのご利用は慎重に！

「後払い決済サービス」とは、商品が届いた後で支払える決済手段です。主にインターネット通販で使えて、クレジットカード番号等を販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できる点が大きなメリットとされています。その一方で、全国の消費生活センター等には後払い決済サービスが利用された取引に関するトラブルも多く寄せられています。

- ・申込前には料金や契約条件などをしっかり確認し、申込画面はスクリーンショットを撮って記録に残しましょう。
- ・販売業者とトラブルになった場合は、後払い決済サービス事業者にも連絡しましょう。

不安に思った際には、田村市消費生活センターへ相談してください。

問 市消費生活センター

☎61-5009

（平日午前9時～午後4時）

9月20日から26日は動物愛護週間

●犬の飼い方

- ・生後91日以上の子犬には、登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票は、犬の首輪に必ずつけましょう。
- ・飼い犬を迷子にさせないでください。
- ・リードや首輪の点検を定期的に行い、万が一のために迷子札もつけましょう。
- ・犬の散歩の際は、必ずリードをつけ、フンは持ち帰りましょう。
- ・日常のトラブルを防ぐため、正しいしつけをしましょう。



●猫の飼い方

- ・猫は「室内飼い」をしてください。
- ・交通事故、病気、迷子、近隣へのフン尿被害を防ぐため、また、災害時に同行避難ができるように室内で飼いましょう。
- ・飼い猫が迷子になったときのために、迷子札をつけましょう。
- ・野良猫に餌を与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。
- ・野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者（飼育者）となります。
- ・猫に不妊去勢手術を受けさせ、フン尿の後始末は管理者が責任を持って行い、まわりに迷惑をかけないようにしましょう。



●つないであった犬が逃げ出す事例が多発しています。

- ・故意に放さなくても、福島県の「犬による危害の防止に関する条例」違反になります。
- ・首輪は指二本しか入らないように締めましょう。
- ・古いけい留器具（ナスカン等）の破損やワイヤの断裂が起きないように少なくとも1年おきには交換してください。
- ・福島県動物愛護センターのホームページに犬逸走原因事例集が掲載されていますので、参考にしてください。

ホームページはこちら▶



●飼い主のいない猫（野良猫）との共生について

- ・飼い主のいない猫（野良猫）による地域の生活環境問題を改善し、共生するための方法の一つとして「地域猫活動」があります。
- ・「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫による生活環境の悪化を地域の問題として考え、地域住民が主体となって、その地域にいる飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施し、給餌場所やトイレを適切に管理することで、問題解決に取り組む活動をいいます。
- ・地域猫活動を推進するため、動物愛護センターでは「地域猫活動に関する説明会の実施」や「地区へのチラシの回覧による活動の周知」、「不妊去勢手術のために必要な猫捕獲器の貸出し」、「猫の不妊去勢手術及び耳カット」の支援*を行っております。地域猫活動へのご相談は動物愛護センターまでお問い合わせください。
- ※活動の支援対象となるためには、地区の代表者を含む2世帯以上で構成される活動団体を作る必要があります。
- ・福島県動物愛護センターのホームページに「地域猫活動」のリーフレットが掲載されていますので、参考にしてください。

ホームページはこちら▶



問 市民部 環境課

☎81-2272

広告欄 : Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課（☎0247-81-2117）へ

広告欄 : Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課（☎0247-81-2117）へ